

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市県民税システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民生活部市民税課	
個人情報ファイルの利用 目的	市県民税の課税	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 電話番号、5 収入額、6 課税額 等	
記録範囲	個人、法人の市県民税課税対象者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外（他の官公庁、民間法人 等）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の実施機関、他の官公庁	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民税課 （所在地）〒3 6 6－8 5 0 1 埼玉県深谷市仲町1 1－1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第6 0 条第2 項第1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第6 0 条第2 項第2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第2 1 条第7 項に該当す るファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報 の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	税証明発行システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民生活部市民税課（主担当） 市民生活部市民課（キララ上柴行政サービスセンター） 市民生活部岡部市民生活課 市民生活部川本市民生活課 市民生活部花園市民生活課	
個人情報ファイルの利用 目的	税務関係証明書の交付	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 課税額、4 納税額 等	
記録範囲	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の課 税、納税対象者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外（他の官公庁 民間法人等）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）市民生活部市民税課	
	（所在地）〒3 6 6－8 5 0 1 埼玉県深谷市仲町1 1－1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第6 0条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第6 0条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第2 1条第7項に該当す るファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報 の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民生活部市民税課	
個人情報ファイルの利用 目的	軽自動車税の課税	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 課税額、5 車両情報 等	
記録範囲	軽自動車等の所有者及び使用者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外（他の官公庁 等）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称） 市民生活部市民税課	
	（所在地） 〒 3 6 6 － 8 5 0 1 埼玉県深谷市仲町 1 1 － 1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当す るファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報 の概要	—	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び	—	

所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	—